株式会社 北九州銀行

消費者ローン契約規定の改定について

当行では、個人ローン契約にかかる消費者ローン契約規定を一部改定いたします。 改定対象となるローン契約および改定内容は以下のとおりです。

- 1. 改定対象となる規定
 - ・「消費者ローン契約規定〔A〕(2020年4月1日制定)|
 - ・「消費者ローン契約規定 [B] (2020年4月1日制定) |
- 本改定の対象となるローン契約
 2025 年 5 月 22 日以前に締結されたローン契約に適用されます。
- 3. 改定内容

別紙「消費者ローン契約規定〔A〕〔B〕新旧対比表」のとおり。 改定後の規定は、2025 年 5 月 23 日以降に締結されたローン契約に適用されている 「消費者ローン契約規定〔A〕(2025 年 5 月 23 日改訂)」または「消費者ローン契約 規定〔B〕(2025 年 5 月 23 日改訂)」(以下、あわせて新規定といいます)と同じ内容となり、本改定の効力発生日以降は新規定を適用するものとします。

4. 効力発生日 2026年4月1日(水)

※改定後の規定(新規定)は、当行ホームページ定型約款(規定・特約)に掲載されて おります。

以上

消費者ローン契約規定〔A〕〔B〕 新旧対比表

(下線部:改定箇所)

		(下椒部:以疋固州)
条項等	改訂後	改訂前
条項等 第4条 (利率の 変更)	改訂後 〈記載省略〉 4. 利率は、借主が選択した下記①から⑥の金更 利変動方式にもとづき、下記のとおり変更 されるもします。 ①変動率の変動 イ・(中略) の利率の変動 イ・(中略) の利率の適用 a. (中略) た・(中略) のも・(中略) で・(中略) で・(中略) く記載省略〉 	改訂前 <記載省略> 4. 利率は、借主が選択した下記①から⑥の金利変動方式にもとづき、下記のとおり変更されるのとします。 ①変動金利(住宅ローン基準金利・双方向型)の利率の変動イ.(中略) ロ.(中略) ロ.(中略) か.固定金利の適用 a.(中略) b.(中略) c.(中略) d.(中略) e.(中略) f.変動金利から固定金利へ変更する場合には、借主は、銀行がホームページに掲載する所定の手数料を支払うものとします。なお、銀行が手数料を変更するにあたっては第29条の規定を適用するものとします。 g.(中略) <記載省略>
第 10 条 (繰り上げ 返済)	〈記載省略〉 3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行がホームページに掲載する所定の手数料を支払うものとします。なお、銀行が手数料を変更するにあたっては第30条の規定を適用するものとします。 〈省略〉	〈記載省略〉 3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行がホームページに掲載する所定の手数料を支払うものとします。なお、銀行が手数料を変更するにあたっては第29条の規定を適用するものとします。 〈省略〉
第12条 (期額 全務)	<省略 2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、の利益を共い、ローン契約借入要項に定める返済方法によらず、直ちにローン契約による債務全額を返済するものとします。 ① (中略) ② (中略) ② (中略) ③ (中略) ③ (中略) ⑤ (中略) ⑤ (中略) ⑥ (伸略) ⑥ (中略) ⑥ (中的)	 〈省略〉 2.次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、ローン契約による債務全額について期限の利益を失い、ローン契約借入要項に定める返済方法によらず、直ちにローン契約による債務全額を返済するものとします。 ① (中略) ② (中略) ③ (中略) ④ (中略) ⑤ (中略) ⑤ (中略) ⑥ (中略)

条項等	改訂後	改訂前
	<記載省略>	<記載省略>
第 23 条 (報告およ び調査)	<記載省略> 3. 借主は、本ローン契約により取得した資産について、借入契約期間中に使用目的・用途を変更した場合は、銀行に報告するものとします。	<記載省略> ——
第 29 条 (資金使途 変更時の 取扱)	借主は、本ローン契約による借入金およびこれによって取得した資産は銀行に申告した使途に使用するものであり、銀行の承諾を得ることなく、借入期間中に当該使途を変更しません。借主が当該使途の変更を希望する場合は銀行に届け出し、銀行所定の手続きが必要になる場合は当該手続きを直ちに行い、銀行の承諾を得るものとします。	
以下、条項 番号を繰り 下げ	第30号 (本規定の変更) 第31号 (準拠法・合意管轄)	<u>第 29 号</u> (本規定の変更) <u>第 30 号</u> (準拠法・合意管轄)
(参考資料)「消費者 ローン契約 規定」 用語解説	<省略> 39. 準拠法・合意管轄 <u>【規定第31条】</u> <省略>	<省略> 39. 準拠法・合意管轄 <u>〔規定第30条〕</u> <省略>

以上